

令和7年度 うららこども園 重要事項説明書（2号・3号）

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人琉和の里福祉会
所 在 地	浦添市当山2-40-20
電 話 番 号	098-876-4452
代表者氏名	理事長 安里 和子

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所型認定こども園
施 設 の 名 称	うららこども園
施 設 の 所 在 地	浦添市当山2-40-20 (本園) 浦添市当山2-40-19 (分園)
連 絡 先	電話番号 098-876-4452 FAX 098-876-4716
管 理 者	園長 安里 和子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 73人 (1号認定10名) 満1歳以上満3歳未満の児童 38人 満1歳未満の児童 9人
開 設 年 月 日	平成17年 4月 1日 (本園) 平成26年 5月 1日 (分園)
事 業 所 番 号	47-208-51-00030-6

3 サービスの目的・運営方針

うららこども園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	929.45m ² (本園) 376.98m ² (分園)
	園庭	362.74m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート構造2階建
	延べ面積	752.22m ² (本園) 210.53m ² (分園)

(2) 主な設備

<本園>

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
保育室	4室	ひよこ組(満0歳児クラス)、りす組(満1歳児クラス)、ぞう組(満3歳児クラス)、らいおん組(満4歳児クラス)、にじ組(満5歳児クラス)について各1室
遊戯室(ホール)	室	
調理室	1室	
事務室	1室	
相談室	1室	

<分園>

設備	部屋数	備考
保育室(2階)	1室	うさぎ組(満2歳児クラス)
ほふく室	1室	
保育室(1階)	1室	子育て支援室
遊戯室(ホール)	室	
調理室	室	
事務室	室	
看護室	1室	

5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
副園長	1	1		
主幹保育教諭	2	2		
保育教諭・保育士	25	20	5	
調理員・栄養士	6	1	5	
看護師	1	1		
事務員	1	1		
用務員	1		1	
子育て支援員	1	1		

当園では、「浦添市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日浦添市条例第22号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）
副園長	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）
保育教諭・保育士・支援員	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）
調理員	正規の勤務時間帯（7：30～17：00）
栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～13：00）
看護師	正規の勤務時間帯（9：15～17：15）
事務員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
用務員	正規の勤務時間帯（6：00～18：00）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日、慰靈の日（6月23日）は休園とします。（運動会、発表会が日曜日の場合のみ次の土曜日は、振り替え休日）新年度準備の日は協力願いとします。

また、偶数月の第3土曜日は、【家庭の日】として、午前中までの保育を行い、午後からは職員研修の時間となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。ただし、土曜日の延長保育はございません。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市から交付されている方の場合、

①8時から16時 ②9時～17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から9時まで又は16時から19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。ただし、土曜日の延長保育はございません。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 保育の特徴

【特徴①】一人一人の発達に応じた乳児・幼児保育（教育）

こども園は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うところです。当園では、一人一人の特性の発達を保障しながら入園6か月の子どもから就学前までの子どもの養護と教育を一体として保育を展開し、愛着関係から信頼関係を築き、自立から自律の6年間の目標を決め、自己肯定感、自己決定の出来る子どもの保育を展開しています。

【特徴②】充実した環境構成

当園は、豊かな自然の中で遊びを通し五感を育て、一人一人が自発的に活動する環境（コーナー保育）で人間性の「生きる力」を育成します。各年齢の興味・発達に応じた玩具を用意し、一人一人が遊びこめるような環境作りに努めています。

【特徴③】運動遊びについて

3、4、5歳児の園児たちは、毎朝の運動遊びを通して、健康な体、豊かな心の基礎を作ります。

【特徴④】ドキュメンテーション

3、4、5歳児は、日々の子どもの活動状況を写真や文章で丁寧に記録にとって、保護者に伝えて（オープン）、子どもの姿を共有していく事が大事であると考え、ドキュメンテーションをする事で子どもと保護者とのコミュニケーションの一つになるよう、また、園と家庭とが連携を取りあって子どもの学びを深める事が出来るよう毎日保護者に活動の記録を発信します。（保育の情報公開）※3、4、5歳児の連絡帳の記録は、簡素化になります。

【特徴⑤】日本幼児基礎能力研究会（F A研）について

3、4、5歳児の園児たちは、遊びの中で数や文字、形など興味・関心が芽生えたその時期に楽しみながら学び、小学校への架け橋として興味関心を持たせ、日本幼児基礎能力研究会（以下F A研とする。）の教材を取り入れています。

【特徴 6】郷土の文化の継承

当園は、郷土文化(沖縄)を継承し、ふるさとを愛する思いやりのある人へ成長してほしく、なぎなたや琉舞、エイサー等を取り入れたり、方言(沖縄の言葉)を使い創作劇などを行なっています。

(4) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	8時10分頃	10時頃～	14時頃	
1歳児	8時20分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	8時20分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時20分頃	15時頃	
4歳児		11時45分頃	15時頃	
5歳児		11時45分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担 (保育料)

- ① 0歳児(ひよこ組)～2歳児(うさぎ組)の園児は支給認定を受けた浦添市に対し、浦添市が定める保育料をお支払いいただきます。
- ② 3歳児(ぞう組)～5歳児(にじ組)の園児は令和元年10月より施行された【幼児・保育の無償化】にともない保育料の支払いはございませんが(3)給食費(主食費・副食費)を園にお支払いしていただきます。
- ③ 延長保育料は下記のとおりとなっております。

認定区分	短時間認定 延長保育料 (7:00～9:00) (16:00～18:00)	延長保育料 (18:00～19:00)
2・3号認定	1時間：250円 月単位：2,500円	1時間：300円 月単位：3,000円

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

- (1) に掲げる保育料の他、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

(3) 令和元年10月から施行された、【幼児教育・保育の無償化】にともない、3歳児～5歳児においては給食費(給食費)を園にお支払い《口座引き落とし》していただきます。

主食費、副食費の費用

主食費(月額)	副食費(月額)	合計(月額)
700 円	5,800 円	6,500 円

+ 振込手数料 110 円

10 土曜日における保育についての事項

土曜保育は、原則保護者（両親）が土曜日勤務の方、両親共に家庭保育が出来ない場合の利用となります。

土曜日の保育については、社会福祉法人琉和の里福祉会（うららこども園、うららにじ園）2ヶ園合同で行っております。2ヶ園の職員が協力して保育を行っておりますので、担任が不在の日もありますが、ご了承下さい。

11 利用の開始、終了に関する事項

- 1 当園は、市が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。
- 2 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認する。
- 3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
 - (2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取り消しの申出があったとき。
 - (3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき
 - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。
- 4 当園は、以下の場合は、文章で通知することにより、この契約を解除することができる
 - ① 利用料金・利用者負担金の支払いが3ヶ月以上遅延し、支払いの催告をしたにもかかわらず、14日以内に支払われない場合。
 - ② 保護者、その家族ないしはその関係者が当園、当園の職員またその関係者に対して、この契約継続し難いほどの迷惑行為、背信的行為などを行い、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた場合。

12 嘴託医

当園は、以下の医療機関と嘴託医契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関の名称	向井わらびークリニック（小児科）
医院長名	向井 修一
所在地	浦添市字経塚633番地
電話番号	098-894-3646

(2) 歯科

医療機関の名称	浦西にこにこ小児歯科
医院長名	今田 良子
所在地	浦添市当山2-9-3
電話番号	098-873-2525

1.3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 副園長 比嘉 梨沙 ・ご利用時間 8：30～18：30 ・電話番号 098-876-4452 FAX 098-876-4716 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	平敷キミ子 電話番号 098-878-4691 役職・肩書等 琉和の里福祉会 監事
	稻嶺昭子 電話番号 098-936-1421 役職・肩書等 琉和の里福祉会 第三者委員

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1.3 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。		
防災設備	・自動火災報知機 有	・誘導灯 有	・ガス漏れ報知機 有
・非常用電源 有			・非常警報装置 有
・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理 有			・スプリンクラー 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。		

1.4 虐待防止に関する事項

虐待防止のための措置に関する事項	・窓口担当者 副園長 比嘉 梨沙 ・電話番号 098-876-4452 FAX 098-876-4716
------------------	--

1.5 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	社会福祉法人日本保育協会
保険の内容	保育園総合保障

1.6 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する 宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

1.7 送迎時のマナーについて

当園は地域に根差した保育園です。地域の生活道路を通っての送迎ですので、歩行者やスピード、運転マナーに十分気をつけて送迎して下さい。

また、お子様をお迎え後の園庭遊びや駐車場でのマナーについては保護者の

責任のもと、目を離さないように注意してください。

18 写真・動画撮影について

園内での生活における写真撮影・動画撮影は、個人情報の観点からお控えください。また、ソーシャル・ネットワークサービスへの投稿は、個人情報流出の恐れがあるため、お控え下さい。

19 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。
(※9ページにある欄に記入し、園に提出をお願い致します。)

<記入例>

児童のかかりつけ医療機関	医療機関名：〇〇〇クリニック 診療科：小児科 主治医：〇〇〇〇〇 所在地：浦添市当山〇一〇一〇 電話番号：098-123-456
緊急連絡先①	住所：浦添市当山2-40-20 電話番号：(携帯) (職場) うららこども園 876-4452 氏名：うらら太郎 続柄：父
緊急連絡先②	住所：浦添市当山2-40-20 電話番号：(携帯) (職場) 株式会社〇〇 870-2312 氏名：うらら花子 続柄：母
緊急連絡先③	住所：浦添市当山〇一〇一〇 電話番号：(携帯) (職場) 氏名：〇〇〇〇〇 続柄：祖母

<保護者記入>

児童のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：
緊 急 連 絡 先①	住 所： 電話番号：(携帯) (職場) 氏 名： 続 柄：
緊 急 連 絡 先②	住 所： 電話番号：(携帯) (職場) 氏 名： 続 柄：
緊 急 連 絡 先③	住 所： 電話番号：(携帯) (職場) 氏 名： 続 柄：

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：うららこども園

説明者職名：園長 安里和子

私は、本書面に基づいてうららこども園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

児童から見た続柄：

印